様式第４（第５３条関係）

第一種フロン類充塡回収業者のフロン類充塡量及び回収量等に関する通知書

年　　月　　日

経済産業大臣　　殿
環境大臣　　殿

都道府県知事　　印

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第４７条第４項の規定に基づき、次のとおり通知します。

ＣＦＣ

	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
ＣＦＣが充塡された第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
充塡された量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
ＣＦＣが回収された第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
回収された量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
年度当初に第一種フロン類充塡回収業者が保管していたフロン類の量					kg	kg
第一種フロン類再生業者に引き渡された量					kg	kg
フロン類破壊業者に引き渡された量					kg	kg
法第５０条第１項ただし書の規定により第一種フロン類充塡回収業者が再生し、充塡されたフロン類の量					kg	kg
第４９条第１号に規定する者に引き渡された量					kg	kg
年度末に第一種フロン類充塡回収業者が保管していたフロン類の量					kg	kg

ＨＣＦＣ

	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
ＨＣＦＣが充塡された第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
充塡された量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
ＨＣＦＣが回収された第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
回収された量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
年度当初に第一種フロン類充塡回収業者が保管していたフロン類の量					kg	kg
第一種フロン類再生業者に引き渡された量					kg	kg
フロン類破壊業者に引き渡された量					kg	kg
法第５０条第１項ただし書の規定により第一種フロン類充塡回収業者が再生し、充塡されたフロン類の量					kg	kg
第４９条第１号に規定する者に引き渡された量					kg	kg

年度末に第一種フロン類充塡回収業者が保管していたフロン類の量	kg	kg

ＨＦＣ

	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
ＨＦＣが充塡された第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
充塡された量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
ＨＦＣが回収された第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
回収された量	kg	kg	kg	kg	kg	kg

年度当初に第一種フロン類充塡回収業者が保管していたフロン類の量	kg	kg
第一種フロン類再生業者に引き渡された量	kg	kg
フロン類破壊業者に引き渡された量	kg	kg
法第５０条第１項ただし書の規定により第一種フロン類充塡回収業者が再生し、充塡されたフロン類の量	kg	kg
第４９条第１号に規定する者に引き渡された量	kg	kg
年度末に第一種フロン類充塡回収業者が保管していたフロン類の量	kg	kg

法第４１条の規定によりフロン類が充塡されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	(1) エアコンディショナー	(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	(3) 合計
	台	台	台

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　「充塡した量」は、第一種特定製品から回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充塡した量を除いた量とすること。

３　第４９条第２号に該当する報告があった場合においては、当該報告をした第一種フロン類充塡回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号並びに引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。